第二十号様式（提出用）

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

草加市長あて

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（草加市が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）
（ふりがな） 法人名	
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名
この申告の基礎	1．法人税の令和　年　月　日の修正申告書の提出による。 2．法人税の令和　年　月　日の更正・決定・再更正による。
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から　令和　年　月　日までの事業年度分の市民税の　申告書 ※

摘要		課税標準	法人税割額 税率	法人税割額 税額
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（十億 百万 千 円）		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額　①＋②－③＋④	⑤	000		十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額　（⑤/㉓×㉔）	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額　⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪　又は　⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額　⑫－⑬－⑭	⑮			00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月	円×⑯/12	⑰ 00
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額				⑱ 00
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑰－⑱				⑲ 00
この申告により納付すべき市民税額　⑮＋⑲				⑳ 00
⑳のうち見込納付額				㉑
差引　⑳－㉑				㉒

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準 当該法人の全従業者数	左のうち草加市分の従業者数	草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
			人	人
合計		㉓ 人	㉔	㉕

指定都市に場合の⑰の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

決算確定の日	年　月　日	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	年　月　日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年　月　日	翌期の中間申告の要否	要・否
法人税の期末現在の資本金等の額	円		
この申告が中間申告の場合の計算期間	年　月　日から 年　月　日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　本・支店 口座番号（普通・当座）		
還付請求税額		十億 百万 千 円	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士名　（電話　　）

第二十号様式（控用）

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日

草加市長あて

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（草加市が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	この申告の基礎	1．法人税の令和　年　月　日の修正申告書の提出による。 2．法人税の令和　年　月　日の更正・決定・再更正による。
（ふりがな） 法人名		事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から　令和　年　月　日までの事業年度分の市民税の　申告書 ※

摘要		課税標準	法人税割額 税率	法人税割額 税額
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（十億 百万 千 円）		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額　①＋②－③＋④	⑤	000		十億 百万 千 円
２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額　（⑤/㉓×㉔）	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額　⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪　又は　⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額　⑫－⑬－⑭	⑮			00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月	円×⑯/12	⑰ 00
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額				⑱ 00
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑰－⑱				⑲ 00
この申告により納付すべき市民税額　⑮＋⑲				⑳ 00
⑳のうち見込納付額				㉑
差引　⑳－㉑				㉒

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準 当該法人の全従業者数	左のうち草加市分の従業者数	草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
			人	人
合計		㉓ 人	㉔	㉕

指定都市に申告する場合の⑰の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

決算確定の日	年　月　日	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	年　月　日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年　月　日	翌期の中間申告の要否	要・否
法人税の期末現在の資本金等の額	円		
この申告が中間申告の場合の計算期間	年　月　日から 年　月　日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　本・支店 口座番号（普通・当座）		
還付請求税額		十億 百万 千 円	
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額			

署名　関与税理士（電話　　）

法人市民税の税率表

1　均等割の税率

資本金等の額　※	従業者数の合計数　※	税　　率（年額）
・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ・一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		５万円
１，０００万円以下	５０人以下	
	５０人超	１２万円
１，０００万円超 １億円以下	５０人以下	１３万円
	５０人超	１５万円
１億円超 １０億円以下	５０人以下	１６万円
	５０人超	４０万円
１０億円超 ５０億円以下	５０人以下	４１万円
	５０人超	１７５万円
５０億円超	５０人以下	４１万円
	５０人超	３００万円

（注）事業所等を有していた月数は暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

※「資本金等の額」とは、地方税法第292条第１項第４号の２に規定する資本金等の額をいう。ただし、資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

※「従業者数の合計数」とは、草加市内に有する事務所等又は寮等の従業者の数の合計数をいう。

2　法人税割の税率

適　用　区　分	税　率		
	（平成２６年９月３０日以前に開始する事業年度）	（平成２６年１０月１日から令和元年９月３０日までに開始する事業年度）	（令和元年１０月１日以後に開始する事業年度）
１　資本金等の額が１億円以上の法人	１４．７／１００	１２．１／１００	８．４／１００
２　資本金等の額が１億円未満で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以上の法人			
３　上記１又は２に該当しない法人	１２．３／１００	９．７／１００	６．０／１００

3　法人税割の適用区分の判定

（１）資本金等の額

資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、表中の「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（２）法人税割の課税標準となる法人税額

法人税割の課税標準となる法人税額が年１，０００万円以上であるかどうかの判定は、分割法人にあっては分割前の法人税額とし、詳細は次に掲げるところによる。

確　定　申　告 （修　正　申　告）	事業年度が１年の法人	確定（修正）申告書の⑤の額が１，０００万円以上であるかどうかによる。
	事業年度が１年に満たない法人	確定（修正）申告書の⑤の額が「１，０００万円に法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を１２で除して計算した金額」以上であるかどうかによる。
中　間　申　告 （仮決算の場合）	事業年度の月数は６月	中間申告書の⑤の額が５００万円以上であるかどうかによる。

（注）事業年度の月数は暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、１月とする。

ご不明な点につきましては、市民税課までご連絡ください。※地方税法の改正により内容の一部に変更が生じる場合もあります。

埼玉県草加市　総務部市民税課　法人諸税係
電話　０４８（９２２）０１５１　　内線２２７１～２２７３